

茨木市環境審議会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、原則として事前の電話予約による先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴者は、会議の開催予定時刻までに受付を済ませ、会議の公開が決定された後、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕などを掲げないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 酒気を帯びた状態で入場しないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話その他電子機器の電源は、必ず切ること。
- (8) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。